

代用有価証券等の掛目の変更に伴う
「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正について

I. 改正趣旨

代用有価証券（充用有価証券）の代用価格（充用価格）算出のために時価に乗すべき率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に見直しを行うこととし、証券取引等清算業務について規定する「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

○ 時価に乗すべき率等の見直し

- ・ 代用有価証券のうち債券の代用価格算出のために時価に乗じる率等について、直近の市場実勢を踏まえた水準に変更を行う。

（備考）

- ・ 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則 別表1
- ・ 業務方法書の取扱い 第6条の4第2項及び別表第1
- ・ 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い 別表第1
- ・ 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い 別表3

III. 施行日

2020年10月5日から施行する。

以上

「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

1. 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則
2. 業務方法書の取扱い
3. 商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱い
4. 商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表 1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>			<p>別表 1 代用有価証券等の種類及びその代用価格等に関する表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項の有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。</p>		
有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率
<p>国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものの</p>	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p>	<p>国債証券 (物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するものの</p>	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の91</p>
		<p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p>			<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の98</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p>

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 91</u>				d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 90</u>
政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 98</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91	政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u> (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
(略)				(略)			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 87</u> (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 87</u>	外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u> (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 88</u>
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 89 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 86</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85 (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 83</u>		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 89 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 87</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85 (6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 84</u>
	ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 87</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 86		ドイツ連邦共和国政府の発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 88</u> (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85

			(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82				(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注) 1.～7. (略)				(注) 1.～7. (略)			
3 (略)				3 (略)			
付 則							
この改正規定は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。							

業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			別表第1 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表		
1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。			1 業務方法書第15条の2第4項及び第5項、第16条第5項及び第6項、第52条第3項及び第4項並びに第70条第3項及び第4項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99	国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99
		当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)			当該売買参考統計値のうち平均値(物価連動国債にあっては、当該平均値に財務省が公表する連動係数を乗じた値)
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 f 残存期間30年超のもの 100分の98 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの	国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	(3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 f 残存期間30年超のもの 100分の98 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの

			<p>100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの</p> <p>100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの</p> <p>100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの</p> <p>100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの</p> <p>100分の94 f 残存期間30年超のもの</p> <p><u>100分の91</u></p>				<p>100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの</p> <p>100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの</p> <p>100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの</p> <p>100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの</p> <p>100分の94 f 残存期間30年超のもの</p> <p><u>100分の90</u></p>
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の98</u></p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の91</p>	政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの <u>100分の97</u></p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の95</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の93</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの 100分の91</p>
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)		金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
(略)				(略)			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の93</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の87</u></p> <p>(6) 残存期間30年超のもの <u>100分の87</u></p>	外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の95</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の93</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の92</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の90</p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの <u>100分の88</u></p> <p>(6) 残存期間30年超のもの <u>100分の88</u></p>
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の91</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の89</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の86</u></p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の85</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの <u>100分の83</u></p>		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の91</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の89</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の88</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの <u>100分の87</u></p> <p>(5) 残存期間20年超30年以内のもの 100分の85</p> <p>(6) 残存期間30年超のもの <u>100分の84</u></p>
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の93</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の91</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の87</p>		ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間1年以内のもの 100分の93</p> <p>(2) 残存期間1年超5年以内のもの 100分の91</p> <p>(3) 残存期間5年超10年以内のもの 100分の90</p> <p>(4) 残存期間10年超20年以内のもの 100分の88</p>

			(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{100 \text{ 分の } 86}{100}$ (6) 残存期間 30 年超のもの $\frac{100 \text{ 分の } 82}{100}$				(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの $\frac{100 \text{ 分の } 85}{100}$ (6) 残存期間 30 年超のもの $\frac{100 \text{ 分の } 82}{100}$
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)				(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)			
付 則				付 則			
この改正規定は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。				この改正規定は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。			

商品取引債務引受業に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
<p>別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>			<p>別表第1 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表</p> <p>1 業務方法書第68条第5項及び第6項に定める当社が適当と認める有価証券の種類並びに当社が定める時価及び率は以下のとおりとする。</p>		
有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券の種類	時価	時価に乗すべき率
<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p>	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の92</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>	<p>国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p>	<p>(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。)</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の91</p> <p>(2) 変動利付国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99</p>
		<p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p>			<p>金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)</p> <p>(3) 物価連動国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98</p> <p>d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98</p> <p>e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98</p> <p>f 残存期間30年超のもの 100分の98</p> <p>(4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債</p> <p>a 残存期間1年以内のもの 100分の99</p> <p>b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97</p> <p>c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97</p>

			<p>d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96</p> <p>e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94</p> <p>f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 91</u></p>				<p>d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96</p> <p>e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94</p> <p>f 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 90</u></p>
<p>政府保証債券</p> <p>金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p>	<p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> <p>金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)</p>	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 98</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95</p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91</p>	<p>政府保証債券</p> <p>金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)</p>	<p>日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの</p> <p>売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの</p>	<p>当該売買参考統計値のうち平均値</p> <p>金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)</p>	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの <u>100 分の 97</u></p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95</p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91</p>
(略)				(略)			
外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90</p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 87</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 87</u></p>	外国国債証券	アメリカ合衆国財務省証券	ニューヨーク市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 95</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 92</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 90</p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 88</u></p>
	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 89</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 86</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85</p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 83</u></p>		グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府が発行する英ポンド建債券	ロンドン市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 91</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 89</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 88</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 87</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85</p> <p>(6) 残存期間 30 年超のもの <u>100 分の 84</u></p>
	ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 87</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 86</p>		ドイツ連邦共和国政府が発行するユーロ建債券	フランクフルト市場における前日の最終の気配相場	<p>(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 93</p> <p>(2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 91</p> <p>(3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 90</p> <p>(4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの <u>100 分の 88</u></p> <p>(5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 85</p>

			(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82				(6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 82
	(略)				(略)		
(略)				(略)			
(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)				(注) 1.～4. (略) 2～7 (略)			
付 則							
この改正規定は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。							

商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新			旧		
別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表			別表3 充用有価証券の種類及びその充用価格等に関する表		
1 (略)			1 (略)		
2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。			2 前項の充用有価証券等の種類、時価及び当社の定める率は以下のとおりとする。		
有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率	有価証券等の種類	時価	時価に乗すべき率
国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の92 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の98 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 f 残存期間30年超のもの 100分の98 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97	国債証券(物価連動国債にあっては国債店頭取引清算業務において清算対象取引とするものに限る。)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	(1) 国債証券(変動利付国債、物価連動国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。) a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の96 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の94 f 残存期間30年超のもの 100分の91 (2) 変動利付国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の99 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の99 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の99 (3) 物価連動国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の98 d 残存期間10年超20年以内のもの 100分の98 e 残存期間20年超30年以内のもの 100分の98 f 残存期間30年超のもの 100分の98 (4) 分離元本振替国債及び分離利息振替国債 a 残存期間1年以内のもの 100分の99 b 残存期間1年超5年以内のもの 100分の97 c 残存期間5年超10年以内のもの 100分の97
		売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの			金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)

			d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91				d 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 96 e 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 94 f 残存期間 30 年超のもの 100 分の 90
政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 98 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91	政府保証債券 金融商品取引法施行令第 2 条の 11 に定める債券である円貨債券(注 3)	日本証券業協会が売買参考統計値を公表するもの 売買参考統計値が発表されていないものうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	当該売買参考統計値のうち平均値 金融商品取引所(注 1)における最終価格(注 2)	(1) 残存期間 1 年以内のもの 100 分の 99 (2) 残存期間 1 年超 5 年以内のもの 100 分の 97 (3) 残存期間 5 年超 10 年以内のもの 100 分の 97 (4) 残存期間 10 年超 20 年以内のもの 100 分の 95 (5) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 100 分の 93 (6) 残存期間 30 年超のもの 100 分の 91
(略)				(略)			
(注) 1.～7. (略)				(注) 1.～7. (略)			
3 (略)				3 (略)			
付 則 この改正規定は、令和 2 年 1 0 月 5 日から施行する。							